

インターホンで防犯対策の強化を図ろう！

録画機能付き インターホン

購入・設置費用を補助します

点検業者や宅配業者、セールス等を装うなど、さまざまな手口で玄関ドアを開けさせて押し入り、金品を奪う「**押し込み強盗**」などの犯罪被害を未然に防ぐためには、安易にドアを開けないことが大切です。

高知市では、防犯対策強化のため、自宅に設置する録画機能付きインターホンの購入・設置費用の一部を補助します。



受付期間

令和7年5月1日(木)～令和8年1月30日(金)

この期間内でも予算がなくなり次第、受付終了となります

対象者

次の①②すべてに当てはまる方

- ① 高知市内に住民票があり、その住所に居住していること。
- ② 市税の滞納がないこと。

対象機器

録画機能付きインターホン

- ※ 補助対象者が**令和7年5月1日以降**に高知市内の販売店で購入し、自宅に設置したものの。
- ※ 申請は1世帯1台限り。
- ※ アパート、マンションなどの集合住宅は除きます。

補助内容

購入費用の2分の1（上限 1万円）

- ※ 消費税込みの金額で、設置にかかる工事費用も含まれます。
- ※ ポイント等を利用した値引き分は補助の対象外です。

問合せ先

高知市市民協働部くらし・交通安全課

〒780-8571 高知市鷹匠町2丁目1-43 たかじょう庁舎 2階

☎ 088-823-9487（平日 午前8時30分～午後5時15分）





申請手続きの流れ

1 高知市内の店舗で録画機能付きインターホンを購入し、自宅に設置



- **令和7年5月1日以降**に、高知市内の店舗で購入し設置したもの。
- インターネットで購入したものは対象外。
- 領収書(宛名は申請者名、購入店舗名記載のもの)をもらう。
- 工事費がある場合は工事費がわかる明細書をもらってください。

2 暮らし・交通安全課への申請（窓口・郵送）

必要な書類



補助金交付申請書兼請求書

必要事項を記入

申請書はホームページからダウンロードまたは暮らし・交通安全課の窓口で



領収書原本と明細書

領収書の宛名は申請者名
購入店舗名がわかるもの
購入機器や工事費がわかる明細書
(工事費がある場合)



取扱説明書、カタログ等

品番や、機器に録画機能があることが確認できるもの



通帳またはキャッシュカードの写し
申請者名義のもの



3 申請の受付、審査、交付決定通知書の送付

4 申請者の口座へ補助金の振込 (交付決定から1か月程度)



暮らし・交通安全課

ちょっと待って！玄関ドアはすぐに開けてはいけません！



住宅の点検や訪問販売等を装った強盗の下見に注意しましょう。個人に関わること(世帯構成、資産状況、現金の有無、不在時間など)は絶対に教えてはいけません。

また、自宅に上がり込まれて長時間居座ったり、必要のない商品の販売や契約を迫られる悪質商法も増えています。絶対に家の中に入れてはいけません。

不要であればきっぱり断り、一人で対応せずに家族や警察に相談しましょう。

相談窓口 最寄りの警察署または警察相談電話#9110 緊急の場合は110番